

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 新旧対照表

新			旧		
別表第15(第71条関係) <p style="text-align: center;">土壌汚染に関する基準</p> 土壌汚染に関する基準は、次に定める基準以下とする。			別表第15(第71条関係) <p style="text-align: center;">土壌汚染に関する基準</p> 土壌汚染に関する基準は、次に定める基準以下とする。		
特定有害物質等の種類	溶出量基準値	含有量基準値	特定有害物質等の種類	溶出量基準値	含有量基準値
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウムとして0.003ミリグラム	土壌1キログラムにつきカドミウムとして45ミリグラム	カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウムとして0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつきカドミウムとして150ミリグラム
シアン化合物	検液中に検出されないこと。	土壌1キログラムにつき遊離シアンとして50ミリグラム	シアン化合物	検液中に検出されないこと。	土壌1キログラムにつき遊離シアンとして50ミリグラム
有機 <sup>りん</sup> 燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検液中に検出されないこと。		有機 <sup>りん</sup> 燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検液中に検出されないこと。	
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛として0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつき鉛として150ミリグラム	鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛として0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつき鉛として150ミリグラム
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロムとして0.05ミリグラム	土壌1キログラムにつき六価クロムとして250ミリグラム	六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロムとして0.05ミリグラム	土壌1キログラムにつき六価クロムとして250ミリグラム
ひ <sup>び</sup> 砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素として0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつき砒素として150ミリグラム	ひ <sup>び</sup> 砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素として0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつき砒素として150ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検液1リットルにつき水銀として0.0005ミリグラム	土壌1キログラムにつき水銀として15ミリグラム	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検液1リットルにつき水銀として0.0005ミリグラム	土壌1キログラムにつき水銀として15ミリグラム
アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。		アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。	
PCB	検液中に検出されないこと。		PCB	検液中に検出されないこと。	
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム		トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム	
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム		テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム	
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム		ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム	
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリ		四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリ	

	グラム	
1、2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム	
1、1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム	
1、2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム	
1、1、1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム	
1、1、2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム	
1、3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム	
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム	
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム	
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム	
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム	
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレンとして0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつきセレンとして150ミリグラム
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素として1ミリグラム	土壌1キログラムにつきほう素として4,000ミリグラム
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素として0.8ミリグラム	土壌1キログラムにつきふっ素として4,000ミリグラム
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム	
ダイオキシン類		土壌1グラムにつきダイオキシン類として1,000ピコグラム

	グラム	
1、2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム	
1、1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム	
1、2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム	
1、1、1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム	
1、1、2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム	
1、3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム	
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム	
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム	
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム	
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム	
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレンとして0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつきセレンとして150ミリグラム
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素として1ミリグラム	土壌1キログラムにつきほう素として4,000ミリグラム
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素として0.8ミリグラム	土壌1キログラムにつきふっ素として4,000ミリグラム
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム	
ダイオキシン類		土壌1グラムにつきダイオキシン類として1,000ピコグラム

<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「検液中に検出されないこと。」とは、2に定める測定の方法により土壌の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。</li> <li>2 特定有害物質等の溶出量の測定の方法は、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)に定める方法によるものとする。</li> <li>3 特定有害物質等の含有量の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物  土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)に基づく土壌含有量調査に係る測定方法(平成15年環境省告示第19号)</li> <li>(2) ダイオキシン類  環境庁告示第68号に定める土壌の測定の方法</li> </ol> </li> <li>4 ダイオキシン類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2、3、7、8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</li> </ol>	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「検液中に検出されないこと。」とは、2に定める測定の方法により土壌の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。</li> <li>2 特定有害物質等の溶出量の測定の方法は、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)に定める方法によるものとする。</li> <li>3 特定有害物質等の含有量の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物  土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)に基づく土壌含有量調査に係る測定方法(平成15年環境省告示第19号)</li> <li>(2) ダイオキシン類  環境庁告示第68号に定める土壌の測定の方法</li> </ol> </li> <li>4 ダイオキシン類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2、3、7、8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</li> </ol>
--	--